

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年12月21日答申分

答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100334 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100018 号

第 1 結論

平成 3 年 6 月及び同年 7 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 43 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年 6 月及び同年 7 月

私は、請求期間当時、勤労学生であり、実家を離れ A 市に住んでいた。国民年金については、学生も国民年金の加入が義務になるという通知を受け、実家の母親からの勧めもあり、平成 3 年 3 月頃に自身で加入手続きを行い、その後、保険料も納付している。納付方法等は覚えていないが、就職するまで納付していたはずであり、請求期間直前の平成 3 年 4 月及び同年 5 月の保険料は納付されているのに、請求期間の保険料が未納であることは考え難いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 2 か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者の国民年金加入については、平成 3 年 4 月 1 日から学生が国民年金の強制加入対象者とされたことを契機に、第 1 号被保険者として平成 3 年 5 月 9 日に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、請求者の国民年金手帳記号番号については、上述の事務処理の頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。その後、請求者に係る国民年金の被保険者資格は、厚生年金保険加入中の平成 5 年 6 月 16 日に、請求者が就職したとする平成 3 年 8 月 1 日まで遡って喪失する事務処理が行われていることから、請求期間当時、請求者は平成 3 年 4 月から継続して国民年金の被保険者であったことが確認でき、請求期間の保険料を 2 年の時効が成立するまでは、納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、自身で国民年金の加入手続きを行い、就職するまで保険料を毎月納付していた旨陳述しているものの、請求期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての具体的な記憶はない旨陳述していることから、

請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、上述のとおり、請求期間の保険料については、2年の時効が成立するまでは納付することが可能であったところ、()請求者は、請求期間当時において、保険料を毎月納付していたとしており、就職した後に納付書が送付されてきた記憶はなく、保険料を遡って納付することはなかった旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者に対しては、厚生年金保険加入中の平成5年6月4日付けで未納期間に係る過年度保険料の納付書の作成が確認できること、()請求者が請求期間時代に居住していたA市及び請求期間後に居住したB市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答していること、()請求者の実家の所在地であるC市においても、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していることを踏まえると、請求者が請求期間の保険料を納付していたと推認する事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。